

## ○長柄町子ども医療費の助成に関する規則

平成22年10月1日

規則第11号

改正 平成24年11月29日規則第7号

平成25年3月29日規則第11号

平成25年5月31日規則第17号

平成26年12月26日規則第9号

平成28年4月1日規則第17号

長柄町乳幼児医療費の助成に関する規則（平成19年7月17日規則第10号）の全部を次のように改正する。

### （目的）

第1条 この規則は、子どもを養育している保護者に対し、子どもに係る医療費の全部または一部を助成することにより、子どもの保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定による就学義務の猶予又は免除に係る者を含む。）をいう。
- (2) 保護者 子どもの親権を行なう者、後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
  - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
  - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
  - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
  - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
  - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (4) 保険給付 医療保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費等及び高額療養費をいう。

- (5) 一部負担金 医療費の額から医療保険各法の規定により給付される額を控除した額をいう。
- (6) 自己負担金 国、県又は町が公費負担医療制度による給付決定をした場合、当該給付を受けた者又はその保護者がその負担能力に応じて負担しなければならない額をいう。
- (7) 保険医療機関 医療保険各法に基づき指定された病院、診療所、薬局等で町長から子ども医療助成事業の実施について委託を受けた者  
(助成対象者)

第3条 この規則に定める子ども医療費の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のすべてに該当する子どもの保護者とする。

- (1) 子どもが本町に住所を有し、かつ、本町の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 子どもが保険給付を受けることができる被保険者又は被扶養者であること。  
(助成期間)

第4条 この規則に定める子ども医療費の助成を受けることができる期間は、原則として町長が申請書を受理した日から開始する。ただし、転入者及び出生児については、転入日及び出生日の翌日から起算して1月以内に申請を行った場合は、助成期間の開始を転入日並びに出生日にさかのぼることができる。

(優先関係)

第5条 子どもにかかる傷病が、他の法令等による公費負担医療制度の対象となるものである場合には、その制度を優先適用する。

(助成額)

第6条 子ども医療費として助成する額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 助成対象者が保険医療機関で子どもにかかる保険給付を受けた場合は、その一部負担金に相当する額とする。
  - (2) 助成対象者が子どもにかかる保険給付につき保険医療機関で一部負担金を負担した場合は、その一部負担金
  - (3) 国、県又は町が公費負担医療制度による給付決定をした場合においては、当該給付を受けた者又はその保護者がその負担能力に応じて負担しなければならない自己負担金
- 2 前項の助成は、他の法令等により国又は地方公共団体による医療給付を受けた場合及び医療保険各法の規定に基づく規則、定款等により附加給付金の支給があった場合は、当該

助成額からその額を除くものとする。

(申請)

第7条 子ども医療費の助成を受けようとする者は、助成申請書により受給資格の登録を町長に申請し、子ども医療費助成受給券（様式第1号。以下「受給券」という。）の交付を受けなければならない。

- 2 前項の申請には、第2条第3号に掲げる医療保険法に基づく被保険者証又は組合員証（以下「被保険者証等」という。）を町長に提示しなければならない。

(受給資格の登録事項)

第8条 前条の受給資格の登録事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもの住所、氏名、性別、生年月日、保護者名
- (2) 子どもに係る被保険者証等の記載事項
- (3) その他町長が必要と認める事項

(受給券の交付等)

第9条 町長は、第3条に規定する助成対象者から子ども医療助成申請書の提出があり、資格要件に該当すると認めた場合は受給券を交付し、審査の結果、不適当と認めた場合は子ども医療費助成申請却下通知書（様式第2号）により当該申請者にその旨を通知するものとする。

- 2 助成対象者から受給券を添えて子ども医療費助成受給券変更申請書（様式第3号）の提出があった場合は、受給券を変更交付するものとする。
- 3 助成対象者から受給券の紛失又は毀損若しくは汚損等の理由により子ども医療費助成受給券再交付申請書（様式第4号）の提出があった場合、受給券を再交付するものとする。
- 4 前項の申請の場合において、受給券を毀損又は汚損したことによるときは、当該受給券を添付しなければならない。

(助成の方法)

第10条 町長は、助成対象者が保険医療機関において受給券と被保険者証を提示した場合には、保険医療機関の請求に基づき、助成対象者に代わり助成すべき額を当該保険医療機関等へ支払うものとする。

- 2 前項の規定により支払いがなされたときは、助成対象者に対して助成を行なったものとみなす。
- 3 助成対象者が保険医療機関において一部負担金を支払った場合で、医療費の助成を受けるためには、助成対象者は子ども医療費助成金交付申請書（様式第6号）に町長が発行し

た受給券及び保険医療機関が発行する医療費計算書又は領収書を添えて町長に申請しなければならない。

4 前項の申請は、当該子どもが受けた医療に関する医療費を支払った日の翌日から起算して2年以内に行なわなければならない。

(助成金の交付)

第11条 町長は、前条第3項に基づき申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適當と認めたものについては子ども医療費給付決定通知書（様式第7号）により、不適當と認めたものについては子ども医療費給付申請却下通知書（様式第8号）により、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(助成の制限)

第12条 第6条の規定にかかわらず子どもの保険給付についてその原因が第三者行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき第三者から賠償等が行われるときは、その限りにおいて助成しないものとする。

(受給権の消滅)

第13条 受給券の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった日をもって、受給権は消滅する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第3条に規定する助成対象者でなくなったとき。

(届出の義務)

第14条 助成対象者は、自己若しくは子どもについて、第8条の受給資格の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに子ども医療費受給資格登録変更届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 助成対象者は、有効期間終了又は転出等の理由により受給資格を喪失した場合は、速やかに子ども医療費助成受給券返納届（様式第5号）と受給券を町長に提出しなければならない。

(助成金の返納)

第15条 町長は、偽りその他不正な行為により第6条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(関係簿冊)

第16条 町長は、子ども医療費助成の適正を期すため、助成台帳を作成し、常に整理しておかなければならない。

(補助)

第17条 この規則に定めるものほか、必要事項は町長が定める。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成24年11月29日規則第7号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第11号）

改正 平成25年5月31日規則第17号

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月31日規則第17号）

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成26年12月26日規則第9号）

(施行期日)

1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第17号）

(施行期日)

1 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、第3条の規定による改正前の長柄町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則、第4条の規定による改正前の長柄町情報公開条例施行規則、第5条の規定による改正前の長柄町個人情報保護条例施行規則、第8条の規定による改正前の長柄町税に関する文書の様式を定める規則、第9条の規定による改正前の長柄町国民健康保険税の減免に関する規則、第10条の規定による改正前の国民健康保険税に関する文書の様式を定める規則、第11条の規定による改正前の長柄町立幼保連携型認定こども園条例施行規則、第12条の規定による改正前の長柄町高校生等医療費の助成に関する規則、第13条の規定による改正前の長柄町子ども医療費の助成に関する規則、第

14条の規定による改正前の老人福祉法施行細則、第15条の規定による改正前の老人福祉法第11条の規定による措置に要する費用の徴収に関する規則、第16条の規定による改正前の長柄町老人医療事務取扱細則、第17条の規定による改正前の長柄町後期高齢者医療に関する条例施行規則、第18条の規定による改正前の長柄町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等の支給に関する規則、第19条の規定による改正前の長柄町身体障害者福祉法施行細則、第20条の規定による改正前の長柄町補装具費の支給に関する規則、第21条の規定による改正前の長柄町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例施行規則、第22条の規定による改正前の長柄町障害児通所給付費等の支給に関する規則、第23条の規定による改正前の長柄町地域生活支援事業実施規則、第24条の規定による改正前の長柄町コミュニケーション支援事業実施規則、第25条の規定による改正前の長柄町日常生活用具給付等事業実施規則、第26条の規定による改正前の長柄町住宅改修費給付事業実施規則、第27条の規定による改正前の長柄町移動支援事業実施規則、第28条の規定による改正前の長柄町地域活動支援センター事業実施規則、第29条の規定による改正前の長柄町訪問入浴サービス事業実施規則、第30条の規定による改正前の長柄町更生訓練費支給事業実施規則、第31条の規定による改正前の長柄町日中一時支援事業実施規則、第32条の規定による改正前の長柄町障害者自動車運転免許取得費助成事業実施規則、第33条の規定による改正前の長柄町身体障害者用自動車改造費助成事業実施規則、第34条の規定による改正前の長柄町介護保険条例施行規則、第35条の規定による改正前の長柄町指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則、第36条の規定による改正前の長柄町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則、第37条の規定による改正前の長柄町低体重児の届出及び養育医療の給付等に関する規則、第38条の規定による改正前の長柄町設置型浄化槽整備分担金徴収条例施行規則及び第39条の規定による改正前の長柄町農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。